平成２４年（フ）第６４９号
大阪市平野区平野北２丁目１番50―1207号
破産者　髙森鉄筋工業こと　髙森　賢児
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６２号
大阪市北区長柄西１丁目５番１号　マンション富450号室、前住所大阪市北区池田町９番７―407号
破産者　鮮魚丸芳こと　辻村　芳雄
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３７３号
大阪府八尾市楽音寺１丁目82番地の２
破産者　中東　正賢
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７７７号
大阪市淀川区野中北１丁目10番４号アローハイツ401号
破産者　二宮　　久
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４３号
大阪府松原市高見の里６丁目22番17号
破産者　盛田　耕二
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
兵庫県西宮市上田中町16番21―402号
破産者　堂馬　正彦
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０２号
愛知県犬山市大字羽黒字南郷88番地５
破産者　笠原　　弘
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４２４号
愛知県一宮市新生２丁目５番９号　コーポスコッチ202号
破産者　小西　達也
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３１０号
和歌山県紀の川市桃山町市場331番地７、開始決定時の住所和歌山市新在家85番地の14
破産者　波多野商店こと　波多野　**隆**
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４８２号
和歌山県紀の川市古和田717番地
破産者　巽　　弘
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第７５５号
熊本市南区日吉２丁目11番１号　Ｐｒｅｎｄｒｅ・ＴＨ・401号、破産手続開始決定時の住所熊本県宇土市走潟町1167番地12
破産者　宇都宮尚幸
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４７９号
宮崎県西都市妻町２丁目75番地
破産者　塗木　悦子
1　決定年月日　平成24年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第２６６号
川崎市中原区新城１丁目16番２―301号、前住所川崎市多摩区長尾７丁目３番９号　グレースＴＡＫＡＮＥ―101
破産者　郷右近絵美子（旧姓帯邉）
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
川崎市川崎区浜町１丁目22番９号
破産者　吉原　　篤
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４１号
川崎市多摩区菅３丁目９番11号　金竜荘206
破産者　島田　宏子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３７７号
川崎市川崎区中島１丁目２番15号　グランデュール和田102
破産者　大屋佐代子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８０号
川崎市多摩区菅北浦２丁目12番18号　第２宮下荘206
破産者　松本　勝彦
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９５号
川崎市多摩区長沢４丁目37番６―103号　ファミーユ長沢
破産者　宮崎　裕之
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９６号
川崎市多摩区長沢４丁目37番６―103号　ファミーユ長沢
破産者　宮崎　明子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係